

### 第三 厚生年金保険法の改正の要点

#### 一 厚生年金保険事業の財政に関する事項

##### (1) 厚生年金保険事業の財政の均衡

厚生年金保険事業の財政について、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失うと見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならないこととする  
こと。(第二条の三関係)

##### (2) 財政の現況及び見通しの作成

政府は、少なくとも五年ごとに、厚生年金保険事業の財政収支の現況及びおおむね百年間とする財政均衡期間における見通し(3)において「財政の現況及び見通し」という。)を作成し、これを公表しなければならないものとする。 (第二条の四関係)

##### (3) 調整期間

###### ア 調整期間の開始

政府は、財政の現況及び見通しの作成に当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間終了

時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、給付額を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間（イ及び五において「調整期間」という。）の開始年度を定めることとする（第二十四条第一項関係）

#### イ 調整期間の終了

財政の現況及び見通しにおいて、アの調整を行う必要がなくなったと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする（第二十四条第二項関係）

#### 二 基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合に関する事項

基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合を二分の一に引き上げることとする。ただし、特定年度の前年度までの間における国庫負担は、次のとおりとすること。（第八十条第一項及び改正法附則第三十条関係）

- (1) 平成十六年度においては、基礎年金拠出金の額の三分の一に加え、二百六億二千八百五十七万六千円を負担すること。

(2) 平成十七年度から特定年度の前年度までにおいては、基礎年金拠出金の額の三分の一に加え、当該額の千分の十一を負担すること。

三 保険料率に関する事項

各年度における保険料率は、毎年、千分の三・五四ずつ引き上げ、平成二十九年九月以後、千分の百八十三とすること。(第八十一条第四項)

平成十六年十月から平成十七年八月までの月分	千分の百三十九・三四
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の百四十二・八八
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百四十六・四二
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	千分の百四十九・九六
平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分	千分の百五十三・五〇
平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分	千分の百五十七・〇四
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百六十・五八
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百六十四・一二

平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百六十七・六六
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百七十一・二〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百七十四・七四
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十八・二八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百八十一・八二
平成二十九年九月以後の月分	千分の百八十三・〇〇

四 標準報酬月額等級の改定に関する事項

(1) 標準報酬月額等級の最高等級を全被保険者の標準報酬月額の平均額の百分の二百に相当する額を基準として改定することとする。 (第二十条第二項関係)

(2) 標準賞与額の上限についても、(1)に準じて改定することとする。 (第二十四条の三第一項関係)

五 年金額の改定に関する事項

(1) 年金額の改定

ア 標準報酬の再評価

老齡厚生年金等の額の算定の基礎となる平均標準報酬額の計算に当たり、各月の標準報酬月額及び標準賞与額に次の再評価率を乗じることにより再評価を行うこと。(第四十三条第一項及び別表関係)

(ア) 昭和十年四月一日以前に生まれた者

平成十一年三月以前	現行の期間区分ごとの率にそれぞれ ○・九七一を乗じて得た率
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月以後	○・九八〇

(イ) 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までに生まれた者

平成十一年三月以前	現行の期間区分ごとの率にそれぞれ
-----------	------------------

(ウ)

平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月以後	○・九八〇
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者	
平成十一年三月以前	現行の期間区分ごとの率にそれぞれ
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七

平成十五年四月以後

○・九八〇

(エ) 昭和十二年四月二日以後に生まれた者

平成十一年三月以前

現行の期間区分ごとの率にそれぞれ

○・九九〇を乗じて得た率

平成十一年四月から平成十二年三月まで

○・九六九

平成十二年四月から平成十三年三月まで

○・九六九

平成十三年四月から平成十四年三月まで

○・九六八

平成十四年四月から平成十五年三月まで

○・九七七

平成十五年四月以後

○・九八〇

イ 老齢厚生年金の配偶者及び子に係る加給年金額並びに障害厚生年金の配偶者に係る加給年金額を

次のとおりとすること。(第四十四条第二項及び第五十条の二第二項関係)

(ア) 配偶者及び第一子・第二子 二十二万四千七百円に第二の四の(2)の改定率(以下「改定率」という。)を乗じて得た額

(イ) 第三子以降 七万四千九百円に改定率を乗じて得た額

ウ 老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額の特別加算額を受給権者の年齢に応じて、三万三千二百円に改定率を乗じて得た額（昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者）から十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額（昭和十八年四月二日以後に生まれた者）までの額とすること。（昭和六十年法律第二十四号附則第六十条第二項関係）

エ 三級障害厚生年金の最低保障額及び四十歳以上の寡婦の遺族厚生年金に四十歳以降に加算される額（中高齢寡婦加算）を基礎年金の満額の四分の三に相当する額とすること。（第五十条第三項及び第六十二条第一項関係）

オ 障害手当金の最低保障額を三級障害厚生年金の最低保障額に二を乗じて得た額とすること。（第五十七条関係）

カ 六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の定額部分の月当たり単価を千六百二十八円に改定率を乗じて得た額に生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額とすること。（附則第九条の二第二項及び昭和六十年改正法附則第五十九条第三項関係）



(2) 各年度の再評価率の改定方法

ア 平成十七年度以降の再評価率は、毎年度、原則として名目手取り賃金変動率を基準として改定すること。ただし、受給権者が六十五歳に達した年度の三年後の年度以後に適用される再評価率については、原則として物価変動率を基準として改定すること。(第四十三条の二及び第四十三条の三関係)

イ 調整期間における再評価率の改定は、原則として名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を基準として行うこと。ただし、当該率が一を下回るときは、一とすること。(第四十三条の四関係)

ウ イにかかわらず、受給権者が六十五歳に達した年度の三年後の年度以後に適用される再評価率については、原則として物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準として改定すること。ただし、当該率が一を下回るときは、一とすること。(第四十三条の五関係)

(3) 物価スライド特例措置

ア 改正後の規定により計算した額が平成十二年改正後の額に〇・九八八を乗じて計算した額に満たない場合には、後者の額を支給すること。(改正法附則第二十七条関係)

イ アの〇・九八八については、物価指数が平成十五年（又は直近の改定が行われた年の前年）の物価指数を下回る場合には、その低下した比率を基準として、翌年四月以降改定することとする。

（改正法附則第二十七条関係）

ウ アが適用される生年度区分に属する受給権者の再評価率の改定又は設定については、(2)のイ又はウにかかわらず、調整期間において、名目手取り賃金変動率又は物価変動率に調整率を乗じないこととする。 （改正法附則第三十一条関係）

## 六 給付に関する事項

### (1) 老齢厚生年金の繰下げ支給制度の創設

老齢厚生年金の受給権を有する者であつて、その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものは、社会保険庁長官にその支給の繰下げの申出をすることができるとし、当該老齢厚生年金の額に政令で定める額を加算することとする。 （第

四十四条の三関係）

### (2) 在職老齢年金制度の改正

ア 被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止について、その調整の基準となる金額を自動改定する仕組みに改めるとともに、六十五歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止額について、老齢厚生年金の額の百分の二十に相当する額を一律に支給停止する現行の方式を改めること。

(第四十六条及び附則第十一条から第十一条の三まで並びに第十三条の六並びに平成六年法律第九十五号附則第二十一条関係)

イ 厚生年金適用事業所に使用される七十歳以上の者に支給する老齢厚生年金について、年金額と賃金に応じて、その全部又は一部を支給停止すること。(第四十六条関係)

(3) 六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の額等の計算の見直し

六十五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の定額部分の額等の計算に係る被保険者期間の上限を段階的に引き上げ、昭和二十一年四月二日以後に生まれた者については、四百八十月(四十年)とすること。(附則第九条の二、改正法附則第三十六条、平成六年法律第九十五号附則第十八条第二項及び第十九条第二項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第五十九条第二項関係)

(4) 高齢期の受給権者に対する遺族厚生年金の支給方式の変更

高齢期の遺族厚生年金受給権者に対して、老齢厚生年金を全額支給し、残余の額を遺族厚生年金として支給する方式に改めること。(第六十条、第六十一条及び第六十四条の三関係)

(5) 子を有しない若齢期の妻に対する遺族厚生年金の見直し

遺族厚生年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が遺族基礎年金の受給権を取得しない場合等においては、当該遺族厚生年金の受給権を取得した日等から五年が経過したときに、当該遺族厚生年金の受給権は消滅することとするほか、中高齢寡婦加算の支給要件の見直しを行うこと。(第六十条及び第六十三条第一項第五号関係)

(6) 障害厚生年金等の保険料納付要件に係る特例措置の延長

支給事由の生じた日が平成二十八年四月一日前にある障害厚生年金及び遺族厚生年金について、直近一年間に保険料未納期間がないときは、保険料納付要件を満たしているものとする。(昭和六十年法律第三十四号附則第六十四条関係)

(7) 受給権者の申出による支給停止制度の創設

受給権者の申出により年金給付の支給を停止することを可能とすること。(第三十八条の二関係)